

# 「自由な国家」を擁護する：「非支配」の観点から見た移民管理の規範的正当性

白川, 俊介  
関西学院大学総合政策学部：教授

<https://hdl.handle.net/2324/7410574>

---

出版情報：政治研究. 73, pp.41-71, 2026-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University  
バージョン：  
権利関係：



# 「自由な国家」を擁護する

——「非支配」の観点から見た移民管理の規範的正当性——

白川俊介

第一節 はじめに——問題の所在——

第二節 共和主義による国境管理批判——「支配」の多層的構造——

(一) 裁量権という恣意性

(二) 「支配」概念の精緻化

(三) 執行における構造的支配

(四) 地位の創設という高次の支配

第三節 共和主義の理念の「両義性」——「自由な国家」という条件——

(一) 共和主義の基本テーゼ——「自由な個人」と「自由な国家」——

(二) 共和主義的な国際主義と国家の機能

第四節 「非支配的」な国境管理の制度設計

(一) 二つの移民排除戦略のジレンマと共和主義の選択

(二) 権力規律の法的枠組み

(三) 異議申し立ての制度化

(四) 共和主義に基づく国境管理を支える諸原則

第五節 おわりに——国境管理における「非支配」の実現に向けて——

## 第一節 はじめに——問題の所在——

近年の政治哲学において、フィリップ・ペティットやクエンティン・スキナーによって復権したネオ共和主義（あるいはネオ・ローマ的共和主義）は、自由をめぐる議論に根本的な転換をもたらした（Pettit 1997; Skinner 1998）。その中核をなす「非支配としての自由」（freedom as non-domination）という理念は、物理的干渉の不在（non-interference）にとどまらず、他者の「恣意的な権力」（arbitrary power）に服属させられていない状態こそが真の自由であると定義する。この「非支配」という概念は、アイザイア・バーリンが提示した著名な「消極的自由／積極的自由」の二分法とは異なる第三の類型として位置づけられる。共和主義的自由は、たとえ現実の干渉がなくとも、他者が恣意的に干渉する「能力」を保持している限りにおいて自由が阻害されていると見なす点に最大の特徴がある。この理論的枠組みは、国内の市民社会における権力関係の分析にとどまらず、グローバルな正義や国際関係の領域においても新たな視座を提示しており（Bohman 2007; Laborde 2010）、とりわけ現代世界が直面する最も喫緊の課題の一つである移民倫理学の分野にも、多大な影響を与えている（Honohan and Hovdal-Moan 2014）<sup>(1)</sup>。

イゼルト・ホノハンをはじめとする多くの論者は、この「非支配」という視角から、主権国家が移民希望者に対して有する一方的な裁量権や、その執行プロセスを「支配」として厳しく批判してきた（Honohan 2014; Fine 2014; Sager 2017）。ホノハンが論じたように、国家が誰を受け入れ、誰を拒絶するかを決定する広範な権能は、それ自体が潜在的移民を国家の恣意的な意志に従属させる「支配」の典型例と見なされる（Honohan 2014: 31）。かかる批判をさらに精緻化したのが、マリア・ヴィクトリア・コスタである（Costa 2021）。コスタは、支配の概念をめぐる共和主義内部の論争を移民問題に適用した。より具体的には、ペティットが提唱した「被支配者の利益を跡づけけない権力」という実質的な定義と、フランク・ロベット（Lovett 2010）が重視する「外部の規則による制約の欠如」という手続き主義的な定義の対

立を整理し、移民の客観的な利益を保護する抑制機能の欠如こそが問題の本質だと論じ、批判の射程を明確にした。さらに、アレックス・セイガーは、こうした理念的な議論を「執行の実践」という現実に即して検討し、国境管理がいかに構造的な官僚的支配を生みだすかを実証的に論じた (Gager 2017)。セイガーによれば、移民の構造的脆弱性と、国境管理の「分散化・外部化・民営化」という現代の特徴が相まって、理念上いかに公正な制度を構想しようとも、その執行は必然的に支配をとまなうのである。

しかしながら、こうした批判的議論は、共和主義の理念を十全に体现するものだろうか。「非支配」という理念は、必然的に国境開放論へと収斂するのだろうか。むしろ、その理念には、個人の自由と、その自由を保障する不可欠な制度的基盤である政治共同体の自由との間の深刻な緊張関係が内在するのではないか。サラ・ファインが指摘したように、共和主義は「自由な個人」(a free person)と「自由な国家」(a free state)という二つの構成的原理に立脚する (Fine 2014: 11; Skinner 2010: 98-99)。スキナーが共和主義思想の核心を要約する「スローガン」として提示したこれらの公理は、相互補完的であると同時に、特定の文脈では鋭い対立を孕む。すなわち、無国籍者や国内の非市民といった地位(status)の脆弱性を批判する際にはこれらは協調するものの、国家の移民排除権をめぐる問いにおいては、「移民の非支配」を追求することが「国家の非支配」を毀損するおそれがあるのである。シラールド・トートはこの点をより明確に論じ、「非支配」という理念は国境開放のみならず、国境管理を擁護する論理をも内包する「両義性」を有していると指摘する (Toth 2023)。

本稿では、このトートのいう「両義性」にこそ「非支配」という理念が移民問題に対して有する重要な理論的可能性が存在すると主張する。より具体的に述べれば、本稿の中核をなす主張は、「非支配」という理念が、移民個人の自由と、その自由を保障する政治共同体の自由との間に構成的な「アンチノミー」<sup>2)</sup>を内包しているという点にある。したがって、共和主義から論理的に導かれる帰結は、国境の理念的撤廃ではなく、むしろ個人の「非支配」を実効的に保障する不可

欠な制度的基盤である「自由な国家」を維持する責務を国家に課すことである。この責務は、国家がみずからの存立基盤と統治能力を維持するために移民を管理する原理的な権能を正当化するが、同時に、その権能の行使が恣意的な支配に陥らないための厳格な制度的制約を要求する。これは理論的な観点から見れば、コスモポリタニズムとリベラル・ナシヨナリズムとの間で展開されてきた移民倫理学の対立軸に対し、普遍的な価値としての「非支配」と共同体の自己決定を制度的に両立させる第三の道を探る試みである。<sup>3)</sup>

本論の論理を精緻化するにあたり、本稿を貫く基本的な設計原理をここで提示しておきたい。それは、「非支配」の要請強度は、当事者が置かれた脆弱性と「退出コスト」(exit costs)の程度に相関するという原理である。この設計原理に基づき、本稿では難民・庇護希望者、経済移民、国内居住者(デニズン)という類型ごとに、国家が負うべき非支配の義務のあり方を段階的に導き出していく。

本稿は以下の道筋を辿る。第二節では、ホノハン、コスタ、セイガー、デイヴィッド・オーウェンらの議論を精査し、共和主義による国境管理批判がいかに多層的で強力なものであるかを明らかにする。オーウェンが提示した、市民的地位を創設する権力そのものを問う「R2テスト」は、この批判が国家主権の根幹にまで及ぶことを示している(Owen 2014: 91)。続く第三節では、これらの批判を検討し、共和主義の理念に内在するアンチノミーを解明する。ペティット自身のグローバルな共和主義構想(Pettit 2015)と、ファインが再確認した共和主義の根本公理を軸としつつ、「自由な国家」の維持がなぜ個人の非支配にとって最優先課題となるのかを論じる。ここでは、トートの議論を援用しつつも、ルボミラ・ラドイルスカが論じたように、国家の存立基盤を排外的な「国民文化」ではなく、開かれた「民主的制度」に求めることで、彼の議論をより強固な形で再構築する(Radojska 2014)。第四節では、ここまでの理論的考察を具体的な制度設計へと展開する。クリストファー・バートラムが批判した、国内に身分階層制を生み出す「社会的境界防御」を退け(Bertram 2014)、リネケ・スリンゲンベルフが提示した「法の支配」の枠組み(Slimgenberg 2020)と、ブッシュ・

ホイが分析した「聖域都市」(sanctuary cities)に見られる異議申し立ての実践(Hoye 2020)、およびマリット・ホヴァル・モーンの「市民権への階段」(stairway to citizenship)とつう段階的包摂モデル(Hovdal-Moan 2014)を統合し、「非支配的な国境管理」の制度的要件を明らかにする。

本稿は、共和主義が国境の撤廃を志向する理想主義的な理論ではなく、むしろ国境という現実の権力行使を、いかにして法の支配と異議申し立ての制度の下に置き、統制するかという、困難だが現実的な課題に取り組むための有力な理論的資源を提供することを示すものである。それは、国境を恣意的な権力の場合から、規律され異議申し立てが可能な制度的境界へと転換させるといふ、重要な政治的・実践的課題にほかならない。

## 第二節 共和主義による国境管理批判——「支配」の多層的構造——

ネオ共和主義の移民倫理学に対する重要な貢献の一つは、国境管理という国家の権力行使を、「支配」という概念から捉え直した点にある。このアプローチは、従来のリベラルな議論が主として注目してきた「干渉」の有無、すなわち物理的な移動の妨害そのものから、より構造的で潜在的な権力関係へと分析の射程を広げた。本節では、共和主義による国境管理批判が、単なる理念的批判から、執行の実践、さらには権力そのものの正統性を問う多層的で精緻な理論体系へと深化してきたその過程を跡づける。共和主義的な批判の射程を正確に把握することこそ、次節以降で展開する、共和主義に内在するアンチノミーを解明するための不可欠な前提となる。

### (一) 裁量権という恣意性

本節ではまず、国境管理が有する裁量構造がいかに「支配」を構成するかを、移民の類型化に即して分析していく。

移民管理の正当化を単一の基準で論じるのではなく、生命と安全が切迫した庇護希望者と、機会を求める経済的移民とを区別し、それぞれの依存関係の厚みを精査することが不可欠である。本項では、ホノハン (Honohan 2014) の議論を軸に、広範な裁量権そのものが非市民をいかに恣意的権力へ服属させるかを把握するが、ここでの分析は、どの審査点において、どの程度の規律が要請されるかを特定するための理論的土台となるものである。

ホノハンは、国家が誰を入国させ、誰を排除するかを一方的に決定する広範な裁量権そのものに支配の構造を見出した。ペティットの定義に従えば、支配とは、他者が「恣意的な」干渉を行う能力を持つことによって、被支配者が常にその意志に従属せざるをえない関係性を指す (Petit, 1997: 52)。フジビョウ「恣意性」とは、単に「ランダム」や「気まぐれ」を意味するのではない。それは、権力者の意志が、被支配者の意志や利益とは無関係に、抑制されることなく貫徹しうる状態を指す。したがって、たとえ権力者が善良で、結果的に被支配者の利益にかなうような干渉しかしなかったとしても、その権力関係自体が支配的であることに変わりはない。これが「善良な主人」のパラドックスであり、共和主義的な批判の核心をなす (ibid.: 35-41)。

ただし、ホノハンが援用するロベットの理論枠組みにおいては、支配の成立には、当事者間の社会的な関係に加え、被支配者がその関係から容易に離脱したい「依存」(dependence) が存在することが要件とされる (Lovett 2010: 119)。ホノハンは、グローバル化によって形成された非対称的な経済関係のなかに、先進国と移民を送り出す側の潜在的移民との間の構造的な依存関係を見出すことによって、この要件を満たそうと試みる (Honohan 2014: 41)。この意味で、彼女の批判が照準するのは、国境管理が単に都度の入国拒否という「干渉」を伴うか否かではなく、移住可能性それ自体を媒介として、非市民を国家の一方的な裁量的決定へと構造的に従属させうる点にある。

ホノハンは、この支配が、実際に入国しようとして拒否された者だけでなく、移住を検討する可能性のあるすべての「潜在的移民」(potential migrants) にまで及ぶと指摘する (ibid.: 32)。国境管理の存在は、実際の行動の有無にかかわ

らず、人々の人生計画の形成に影響を与え、国家の意向をあらかじめ考慮し自己検閲させるという点で、ペティットが分析した「善良な主人を持つ奴隷」と同様の、潜在的かつ恒常的な支配関係を構築する (cf. Pettit 1997: 63)。この心理的負担と行動の歪みこそ、支配がもたらす重大な危害の一つである。<sup>(4)</sup>

もつとも、この従属可能性がもたらす危害の強度は一樣ではない。とりわけ、出身国において生命や基本的安全が確保されず、他に実質的な退出先を欠く庇護希望者にとっては、国境管理上の裁量は基本的利益を左右する致命的な支配として顕在化する。他方で、より大きな機会を求める経済的移民に対しても、裁量が不透明である限り、国家は将来設計を歪める力を持ちうる。したがって問題は、潜在的移民という射程の広さそのものよりも、どの類型の非市民に対して、どの局面で、どの程度の法的拘束と救済が要請されるかという点に集約される。

その決定プロセスはしばしば不透明であり、移民希望者自身がその決定に対して実効的なコントロールを及ぼす手段はほぼ存在しない (Honohan 2014: 42)。ここに、裁量が恣意性へと転化する回路がある。このホノハンの分析は、国境管理の問題を、個別の入国拒否という「干渉」の問題から、国家と非市民との間に存在する恒常的な権力の非対称性と「恣意性」の問題へと転換させたといえる。ただし、この依存関係を軸とした批判をそのまま一般化するだけでは、国境の外部に置かれた者の脆弱性を十分に捉えきれない可能性がある。この依存概念の射程をめぐる論点こそが、次項で扱うコストの批判が照らし出すものである。

## (二) 「支配」概念の精緻化

本項の目的は、国境管理を「支配」として批判する際に鍵となる「恣意性」の概念を精緻化し、どの局面でどの説明枠組みが有効であるかを明らかにする点にある。共和主義内部には、恣意性をめぐって二つの有力な説明がある。第一に、権力行使が影響を受ける者の客観的利益を実質的に跡づけるかという「利益基底的な説明」(interests-based ac-

count) であり (Petit 1997: 55-56)、第二に、権力が外部の規則や手続きによって拘束されているかという「手続き主義的な説明」(proceduralist account) である (Lovett 2010: 96)。重要なのは、いずれかを単一の一般理論として採択することではなく、前項で整理した当事者の脆弱性や退出コストの差異、ならびに国境管理の「審査点」(入国、地位付与、執行、救済)の差異に応じて、これらを補完的に使い分けることである。

ホノハンの問題提起を受け、コスタ (Costa 2021) は、この理論的対立を移民問題に接続し、批判の焦点を精緻化した。コスタが問題視するのは、ロベットの手続き主義的説明が、二つの点で国境の「外部」の問題を捉え損ねうることである。第一に、権力が規則で拘束されているという形式だけでは、その規則自体が人種差別的であるなど基本的利益を損なう場合に「非支配的」と誤認される点。第二に、支配の成立要件として「社会的依存関係」を強く求める理解では、まだどの国家とも具体的な関係を結んでおらず、庇護を求めて移動する難民のような、特定国家との具体的関係を欠く主体の支配を同定しがたい点である (ibid.: 457-458)。庇護希望者は、ハンナ・アーレントが論じたように「権利を持つ権利」(the right to have right) を剥奪された支配の極致にあるが、ロベットの厳密な依存要件の下では、この最も深刻な事例が支配のカテゴリーからこぼれ落ちるおそれがある。

そこで本稿は、生存と安全が切迫した「外部」の者に対しては、客観的利益の侵害それ自体を支配と見なすベティットの利益基底の説明を優先し、他方で、国内に居住し生活基盤を持つ「内部」の者に対しては、依存と退出コストを中核に据えるロベットの分析を採用するという、補完的な方法を提唱する。

この棲み分けは、ホヴダル・モーンによる「内部」の非市民の分析において結実する。彼女が焦点を当てているのは、既に領域内に居住し、雇用主や家主、行政関係に深く組み込まれた非市民が、高い退出コストを伴う高度な依存状態の下で、いかに支配に脆弱であるかという問題である (Hovdal-Moan 2014: 78)。この局面では、依存関係の厚みこそが、支配の強度を記述する決定的な指標となる。以上の検討から、共和主義的批判は、「外部」の局面では切迫した客観的利益の保

護の欠如を問い、「内部」の局面では依存と退出コストによって増幅される脆弱性を精査するという、分析的精度を獲得したといえる。

### (三) 執行における構造的支配

理念的な批判に加え、共和主義的アプローチは、国境管理が実践において必然的にもたらす支配の構造を解明することで、さらにその射程を広げた。セイガーは、移民倫理学の議論が抽象的な原則論にとどまりがちであることを批判し、官僚組織による「ありふれた不正義」(Sager 2017: 43)へと注意を喚起する。彼が「ありふれた不正義」と呼ぶものは、壮大な原理原則のレベルではなく、日々の行政手続きの中で生じる、しばしば可視化されにくい害悪を指す。これは、規範的な政治理論がしばしば見過ごしてきた、権力行使のミクロな次元に光を当てるものである (see also Lipsky 2010 cited in Sager 2017)。

セイガーがこの不可避性を論証する上で重視するのは、二つの構造的要因である。第一に、移民が置かれた本質的な脆弱性である (ibid.: 46)。彼らは多くの場合、言語能力や法的知識を欠き、政治的権利を持たず、国外退去という恒常的な脅威に晒されている (Sager 2014)。さらに、故郷での迫害や移動の経験からトラウマを抱えていることも少なくなく (Fazel, Wheeler, and Danesh 2005)。これらの要因は、彼らが国家権力や、雇用主のような私的権力に対して異議を申し立てることを極めて困難にする。

第二に、現代の国境管理の執行が有する固有の構造である。セイガーは、社会科学、特に批判的国境研究 (critical border studies) の知見を援用し、その構造を「分散化」(dispersion)、「外部化」(externalization)、「民営化」(privatization) とする三つの概念で分析する (Sager 2017: 47)。まず「分散化」とは、移民管理が単一の国家機関によってではなく、複数の政府機関、NGO、国際機関、民間警備会社などが複雑に関与する「移民産業」(the migration industry) (6)

によって担われている状況を指す (Andersson 2014)。これにより、権力行使の責任の所在が極めて曖昧になり、説明責任の所在が不明瞭になる。次に「外部化」とは、先進国が、移民が自国の領土に到達する前に彼らを阻止するため、経由国や航空会社に管理業務を委託する状況を指す (Gammelhoff-Hansen and Sørensen 2013)。オーストラリアによるカンボジアへの難民移送 (Crothers, Penh, and Farrell 2015) や、EUの資金援助を受けたりビア沿岸警備隊による海上での移民の捕捉はその典型例である。これにより、受け入れ国は自国領土内で適用されるべき適正手続きや人権保障の義務を回避することが可能となる (Gibney 2006)。最後に「民営化」とは、移民収容施設の運営が民間企業に委託されるような状況である。例えば、Corrections Corporation of America (現 CoreCivic) のような企業による運営であり、こうした事例は増加傾向にある (Doty and Wheatley 2013)。だが、営利目的の企業は、コスト削減のために劣悪な環境で移民を処遇する傾向があり、その運営に民主的な監視が及びにくくなってしまっているのである。

これらの要因が複合的に作用することで、移民は、責任の所在が不明確で、自国の法的手続きの保護も及ばない、広範かつ恣意的な権力構造の下に置かれることになる。

#### (四) 地位の創設という高次の支配

共和主義の観点からの批判は、個別の移民の処遇や執行のあり方を超えて、より根本的な次元にまでも及ぶ。デイヴィッド・オーウェンは、国家が「市民」「難民」「一時的労働者」「非正規移民」といった市民的地位 (civic statuses) を創りだし、人々に割り当てる権力そのものを支配の観点から問題化した (Owen 2014)。

オーウェンは、市民的地位の正統性を判断するための二つの異なるテストを区別して提示する (ibid.: 91)。まず、「R1テスト」である。これは、ある地位がその保持者を、私的なないし公的な権力による恣意的な干渉に対して脆弱にして

いないかを問う。これは、ホノハン、ベントン、ホヴァルルモーンらが分析してきた、地位によってもたらされる支配の問題に関連する。たとえば、特定の雇用主のもとでのみ労働が許可される就労ビザによって、労働者が支配されていると言えるのは、この「R1テスト」を満たしえないからである (cf. Carens 2008)。

いまひとつが「R2テスト」である。これはある個人に特定の地位を割り当てるといふ権力行使そのものが恣意的なものでないかを問う。「R2テスト」が示唆するのは、国家が人々をカテゴリーに分類し、異なる権利の束を割り当てるといふ行為自体が、広範な権力行使であるといふ事実である。この市民的地位のグローバルな配分体制は、地球上のすべての人々の人生の機会を根本的に規定している。共和主義の中核をなす要請が、権力に服する者はその権力に対してコントロールを及ぼしうるべきだという点にあるならば、この結論は必然的にコスモポリタンの方向性を帯びる。すなわち、地位を創設し配分するグローバルな体制が非支配的であるためには、その体制に服するすべての人々が、そのルールのあり方を効果的に形成し、異議を申し立てる権限を持たねばならない、ということになるのである (Owen 2014: 104)。

こうしたオーウェンの議論は、アラシユ・アビザデがかつてリベラルな民主主義理論から展開した、国境管理という強制的措置はその影響を受けるすべての者による民主的正当化を要する、という主張 (Abizadeh 2008) と軌を一にしている。だが、オーウェンは、問題の焦点を「強制」から「支配」へと転換させ、単なる民主的参加の要求にとどまることなく、権力関係そのものの非恣意性を問うという、より共和主義的な枠組みの中でこの問題を再定式化した。

以上のように、共和主義による国境管理批判は、国家が広範な裁量権を有することに対する懸念から始まり、「支配」概念の精緻化、執行プロセスの構造的欠陥の説明を経て、国家が市民的地位を創り出す権力そのものの正統性を問うという、根本的な射程を持つに至った。こうした多層的で強力な批判は、国境管理を擁護しようとする議論が乗り越えなければならぬ、極めて高い水準の正当化責任を課したといえる。次節では、これらの批判に応答するため、共和主義

の理念そのものに立ち返り、そこに内在するもう一つの要請、すなわち「自由な国家」を維持するという責務を検討しよう。

### 第三節 共和主義の理念の両義性——「自由な国家」という条件——

前節で詳述したように、非支配の理念は、現代の国境管理体制に対して多層的かつ根本的な批判を提起する。しかしながら、その批判に基づき、共和主義が必然的に国境の全面的な開放を支持すると結論づけることはできない。共和主義の理論体系の根底には、個人の自由を重視する視座と並行して、その自由を可能にする制度的条件として、政治共同体の自律性を重視するという、いまひとつの強力な要請が存在するからである。本節では、この理念に内在する構成的なアンチノミー、すなわち「自由な個人」の要請と「自由な国家」の要請との間の緊張関係を分析する。このアンチノミーを理解することこそが、共和主義がなぜ国家による移民管理の原理的権能を正当化しうるのかを明らかにする鍵となるのである。

#### (一) 共和主義の基本テーゼ——「自由な個人」と「自由な国家」——

共和主義思想の根幹をなすのは、フアインが(クエンティン・スキナーの議論に基づき)定式化した二つの公理である。すなわち、第一に「自由に行為するためには、自由な個人でなければならぬ」、第二に「自由な個人として生き、行為するためには、自由な国家に住んでいなければならない」(Fine 2014: 11; see also Skinner 2010: 98-99) というものである。<sup>(8)</sup> この「自由な個人」と「自由な国家」という対をなす原理は、ペティットの理論体系全体を貫徹しており、個人の非支配という価値が特定の政治的・制度的文脈にいか深く埋め込まれているかを明示している。

ペティットにとって、「自由な個人」とは、他者からの干渉を受けただけでなく、他者が恣意的に干渉する権力を持たないような、強固な法的・社会的な地位を享受する者を指す。それは、ペティットが「アイボール・テスト」(eyeball test)と呼ぶものによって象徴される<sup>(9)</sup>。すなわち、他者の顔色を窺い、恐怖や追従によってみずからの行動を歪めることなく、対等な存在として他者と向きあえる状態である(Pettit 2012: 84)。だが、このような確固たる自由は自然状態では決して実現しえない。それは、私的領域における支配(dominium)、すなわち個人や集団が他者に対して行使する恣意的な権力を、公的権力(imperium)としての国家が法の下に統制することによってのみ可能となるのである(Pettit 2001: 153)。

だが、ここでただちに第二の問題が生じる。その国家自体が市民を支配する主体へと変質する危険性である。「善良な専制君主」の下では、市民は相互の私的支配からは守られるかもしれないが、今度は国家という、より強大な権力主体の恣意的な意志に従属することになる(Pettit 2015: 8)。したがって、個人が真に自由であるためには、国家は単に私的支配を抑制するだけでなく、それ自体が非支配的でなければならぬ。ペティットによれば、国家は「支配的でない形で、国内の支配をなくす擁護者」でなければならぬのである(Pettit 2012: 19)。これが、「自由な国家」が満たすべき第一の条件、すなわち「内的自由」(internal freedom)である。

しかしながら、ペティットの議論の射程は、国内領域に限定されない。たとえ国内制度が民主的に構築され、市民がみずからの国家を統制しているように見えても、その国家自体が外部の強大な権力、すなわち他の国家、国際機関、あるいは多国籍企業などによって恣意的な干渉を受け、その意志決定を歪められているならば、その支配は間接的に国内の市民生活にまで影響を及ぼす(Pettit 2015: 16-17)<sup>(10)</sup>。外部からの圧力によって採用を断念させられた政策や受容を余儀なくされた不利益な協定は、もはやその国の市民の統制下にはない。この意味で、個人の完全な非支配は、その個人が所属する国家が「外的自由」(external freedom)、すなわち国際社会において他の主体から支配されていない状態を享受

して初めて達成される。

この「自由な個人は、自由な国家においてのみ可能である」という共和主義の基本テーゼこそ、移民倫理をめぐる議論の出発点に位置づけられねばならない。なぜならそれは、移民個人の非支配という価値を追求する際に、その価値を實質的に保障するための制度的基盤である「自由な国家」の存続と安定という、いまひとつの要請を無視することを許容しないからである。

## (二) 共和主義的な国際主義と国家の機能

ここで「自由な国家」が個人の非支配にとって不可欠であるという認識は、決して排外的な「国民文化」(national culture)や文化的同質性への回帰を意味しない。ラドイルスカが論じたように、国家の存立基盤を不透明な国民文化に求めることは、それ自身がマイノリティに対する支配を生み出す要因となる(Radolska 2014)。むしろ、共和主義が擁護すべきは、非支配を実効化するための「制度的能力」を備えた国家である。トートが指摘したように、法の支配を支える市民的徳、再分配を可能にする社会的一体性、そして福祉国家といった制度的基盤が、無制限の移民によってその十全な機能が毀損されるならば、それは共同体全体の(将来的には移民自身をも含む)非支配を毀損することになる(Toth 2023: 37)。

この視座からは、国家主権は「機能的な主権」として再定義される。国家が重要視されるのは、それが歴史的にネイションを代表してきたからという理由以上に、非支配を保障する法制度を執行し、説明責任を確保するための、現存する最も効果的な制度的基盤だからである。オーウェンが示唆するように、この機能的な国家観は、グローバルな正義の実現において国家が果たすべき積極的な役割を明らかにする。それは、国家に対し、自国民の非支配を確保するだけでなく、他国や国際機関との間で公正な規則を形成し、それを通じてグローバルな「背景的正義」(background justice)

を維持するという、より広範な責務を課す (Owen 2021: 128)。<sup>(11)</sup>

したがって、共和主義が国家に移民管理の原理的権能を認めるのは、国家が「非支配の擁護者」としての制度的能力を維持する責務を負っているからにはかならない。ここでの民主主義とは、多数決の支配ではなく、市民が国家の決定に対して実効的に異議を唱え、国家の恣意性を抑制しうる「論争可能性を内装した制度の束」として定義される。この「共和主義的な国際主義」(republican internationalism)の構想は、個々の移民の非支配を追求する議論が、その非支配を実質的に保障するための制度的基盤、すなわち機能的な「自由な国家」のネットワークをいかに維持・強化するかという問いと不可分であることを示している (ibid.: 116)。移民の権利擁護の主張が、結果としてその権利を保障すべき国家の統治能力を毀損するならば、それは自己否定的な議論となりかねない。したがって、中心的な論点は、移民個人の非支配と共同体の非支配(すなわち、自由な国家の維持)という二つの要請を、いかにして調停し両立させるかという点にある。

#### 第四節 「非支配的」な国境管理の制度設計

前節では、共和主義の理念が、個人の非支配を保障する制度的基盤としての「自由な国家」を維持するという責務を国家に課し、それによって移民を管理する原理的な権能を正当化しうることを論じた。しかしながら、この原理的な正当化は、第二節で明らかにした、国境管理の理念と実践がいかに深刻な「支配」を生み出すかという重要な問いにまだ応答していない。原理的な権能の存在が、その恣意的な行使を許容するわけでは決してない。むしろ、共和主義は権力の存在を前提としつつ、それを「飼いならす」ための厳格な制度的規律を要求する。<sup>(12)</sup>

本節の目的は、この共和主義的な権力規律の構想を、国境管理という文脈で具体化することにある。それは、国境を

撤廃するという理想主義的な目標でも、現状の支配的な実践を追認することでもない。目指すべきは、国境を恣意的な権力の場合から、法の支配が貫徹し、権力に対する異議申し立てが常に可能な、予見可能性の高い制度的境界へと転換することである。<sup>(13)</sup>この課題に取り組みにあたり、本節ではまず、国家がとりうる移民排除戦略の類型を分析し、共和主義が原理的に拒否すべき戦略を特定する。そのうえで、許容される戦略をいかにして「非支配的」なものへと転換することができるのか、そのための法的・制度的要件を明らかにする。

## (一)二つの移民排除戦略のジレンマと共和主義の選択

国家が移民を排除し、共同体の境界を維持しようとする際に用いる戦略は一樣ではない。バートラムは、社会人類学の知見を援用し、国家が移民を排除するために取りうる戦略を二つの理念型に分類した(Bertram 2014: 131)。<sup>(14)</sup>すなわち、物理的な国境線で人々を排除する「物理的な境界防御」(Perimeter defence)と、領土内への立ち入りは許容しつつも、市民権や社会保障といった社会の主要な資源へのアクセスを制限することで人々を社会的に排除する「社会的な境界防御」(social boundary defence)である。

一見、「社会的な境界防御」は、移動の自由というコスモポリタンな価値を尊重しうる点で、「物理的な境界防御」よりも望ましい選択肢に見えるかもしれない。国家は物理的な強制力を用いて人々の移動を妨げずに、共同体の境界を維持できるからである。だが、バートラムが指摘するように、この戦略は共和主義の観点からは、より深刻で許容しえない不正義と支配をもたらす。なぜなら、それは一つの国家の領域内に、権利が制限された恒久的な「二級市民」階層、すなわち支配される身分階層を意図的に創り出すからである(Bertram 2014: 137)。<sup>(15)</sup>

この戦略が共和主義の理念と相容れない理由は、少なくとも三点挙げられる。第一に、民主的正統性の原則を侵害する。同じ法の下で生活する人々を、その法の制定プロセスから恒久的に排除することは、彼らを市民による一方的な統

治に従属させることであり、支配そのものを構成する。第二に、それは相互性の原則に反する。労働や納税を通じて社会に貢献しているにもかかわらず、彼らを平等な構成員として処遇しないことは、公正な協力関係を否定するものである。第三に、そして共和主義にとって決定的に重要な点として、それは人々を搾取に対して極めて脆弱な状態に置く。アルバート・ハーシュマンの古典的な分析枠組みを援用すれば、彼らは政治的な「声」(voice)を剥奪され、かつ他の選肢(exit)も制限されているため、搾取的な労働条件や不当な扱いを甘受せざるをえない(Hirschman 1970)。これは、ファインやメーガン・ベントンが共和主義の観点から最も問題視した、市民的地位の脆弱性がもたらす支配の構造にほかならなく(Fine 2014; Benton 2014)。

したがって、共和主義は「社会的な境界防御」を明確に拒否しなければならない。国内に意図的に支配される階級を創り出すことは、共同体全体の自由を損ない、ペティットの言う「自由な国家」の理念そのものを内部から毀損するからである。この判断は、理想的な世界を想定するのではなく、現存する選択肢の中からより不正義の少ないものを選び、それを変革していく「非理想理論」的な判断に基づいている。共和主義が取りうる唯一の選択肢は、「物理的な境界防御」を、いかにして非支配的なものへと改革するかという問いに取り組むことである。

## (二) 権力規律の法的枠組み

「物理的な境界防御」を非支配的なものへと転換させるための第一の要件は、その権力行使を「法の支配」の下に厳格に置くことである。セイガーが批判した「官僚的支配」の根源には、法規の欠如や曖昧さや、それに基づく広範な裁量権が存在する(Sager 2017: 44)。この問題に対する共和主義的な応答は、スリンゲンベルフが提示した精緻な法的枠組みに見出すことができる(Slimgenberg 2020)。彼女の分析は、非支配が合法性(legality)以上のものを要求する「ト」すなわち、権力がいかに法によって実質的に拘束されるべきかを明確に示している。

スリンゲンベルフは、ジャン＝フランコ・パロンベッラの議論を援用し、法の支配が法の二元性 (duality of law) という理念に立脚することを強調する (Ibid.: 407; Palombella 2010)<sup>91)</sup>。この枠組みを移民管理に適用すれば、非支配的な国境管理は少なくとも二つの法的条件を満たさねばならない。

第一に、収容や国外退去といったあらゆる強制的措置は、明確かつ公的な国内法規に根拠づけられなければならない。もっとも、ここで目指されるのは、行政実務における裁量の「完全な排除」ではない。マイケル・リプスキーが「ストリート・レベルの官僚制」(street-level bureaucracy) の分析で明らかにしたように、現場の公務員が一定の解釈・適用の余地(裁量)を持つことは、行政機能の維持において欠かせない (Lipsky 2010)。共和主義が問題視するのは裁量の存在そのものではなく、それが理由提示を欠き、予見不可能で、事後的な争訟可能性 (contestability) から遮断されている「恣意的な状態」である。したがって、非支配的な国境管理が求める規律とは、裁量を「ゼロ化」することではなく、①判断基準の事前公開、②個別の決定に対する具体的な理由提示、③判断プロセスの記録化、④独立した機関による事後的な監査と統計的モニタリング、という「裁量を恣意的でないものにする四つの制度的装置」によって、裁量権を公共的理由と説明責任の連鎖の中に拘束することである。これにより、現場の判断は「人治」から、論争可能で予見性のある「規律された裁量」へと転換される。

第二に、その国内法規自体が、憲法や国際人権法といった主権者の意志から独立した高次の法源によって実質的に規律され、司法的な異議申し立てが可能でなければならない。裁判所が比例原則のような一般原則を積極的に適用し、「司法の権能」の担い手として「統治の権能」を実質的に審査する役割を担う必要がある。リチャード・ベラミーのような政治的立憲主義者は司法審査による新たな支配を警告するが、移民のように政治過程から構造的に排除された「分離した少数派」については、審査の補完的役割は共和主義的に許容される (Bellamy 2007; Owen 2014)。

さらに、ベントンの「退出コスト」概念が示すように、依存度が高い移民に対しては、より強力な法的保護と、国家

への説明責任が要求される<sup>(17)</sup>。難民認定手続き等においては、国家の裁量を最大限に抑制し、異議申し立ての権利を十全に保障することが要請されるだろう。

### (三) 異議申し立ての制度化

法の支配、とりわけ司法的な異議申し立ては、権力規律の中核であるが、共和主義が求める異議申し立ては司法的なものに限定されない<sup>(18)</sup>。ホイが分析した「聖域都市」の実践、すなわち非正規移民に対して比較的寛容な政策を採ってきた諸都市に関する詳細な歴史分析は、異議申し立てがいかにして政治制度そのものに組み込まれるかを示す、示唆に富んだ事例である (Hoye 2020)。

ホイが明らかにした「聖域都市」のあり方は、連邦政府による支配的な移民に対する権力行使に対し、州や市がみずからの権限を用いて対抗する制度的抵抗である。この一般原理は、特定の連邦制という枠組みに依存するものではない。本質的な要点は、移民に対する権力行使が単一の主体に独占されるとき恣意性のリスクは最大化し、争訟可能性は最小化するという点にある。これに対し、異なる統治レベルや独立した機関が、相互に牽制し、情報の公開や法的保護の提供を通じてその権力行使を相対化しうるとき、権力は絶えざる規律の下に置かれる。司法、オンブズマン、独立した監視機関、国際的な人権保障メカニズムが「垂直（地方／国際）・水平（司法／市民社会）」のチェック・アンド・バランスとして機能することで、この非支配的空間は構築可能である。

ただし、権限の分散は地方が排外的な「抵抗」を試みるリスクを内包する。したがって、共和主義が擁護するのは無原則な分権ではなく、「高次規範によって方向づけられた多元性」である。排外的な地方の恣意性を抑制するのは、憲法上の平等原則や国際人権法を指針とする第一原則（法の支配）による規律である。多層的回路は、いずれかの主体の逸脱を他方が是正しうる「救済の冗長性」を確保するための制度設計として位置づけられるべきである。

#### (四) 共和主義に基づく国境管理を支える諸原則

以上の議論に基づき、「非支配的な国境管理」の制度的要件を三つの原則として提示しよう。

第一に、法の支配と裁量の規律化の原則である。すべての移民管理プロセスは明確な法規に基づき、現場の裁量が支配へ墮さないよう、理由提示と透明性を確保する制度的網の下に置かれなければならない。決定が常に「事後的に異議を申し立てられ、理由を問われ、審査されうる状態」にある「論争可能性」こそが核心である。

第二に、多層的な異議申し立てと監視の原則である。これには、垂直的な地方政府の牽制や行政不服申立てに加え、国際的な監視枠組みへの接続が含まれる。ここで決定的な役割を果たすが、具体的機能（法的支援、監視、申立て支援等）に即して定義された「市民社会組織」である。彼らは、国家による支配のブラックボックスを「公共的理由提示」へと開かせる行為主体としての役割を担う。

第三に、段階的かつ安定的な包摂の原則である。ホヴタル・モーン<sup>19</sup>の「市民権への階段」モデルを、「予見可能なプロセスによる移行可能性」と「各段階での異議申し立ての権利」という条件と統合する。これにより、地位が固定化され「社会的な境界防御」へと陥ることを防ぎ、動的で開かれた包摂のプロセスを実現するのである。

#### 第五節 おわりに——国境管理における「非支配」の実現に向けて——

本稿は、ネオ共和主義が提示する「非支配としての自由」という理念が、移民倫理学において、単純な国境開放論にも、排外的な国境管理の肯定にも回収されない、第三の道を示しうることを論じてきた。その理論的探究の出発点となったのは、ホノハン、コスタ、セイガーらが展開した、国境管理を「支配」の装置として批判する強力な議論であった。彼らの議論は、国家が有する広範な裁量権、移民の基本的な利益を保護する抑制機能の欠如、執行プロセスに内在する

構造的支配が、いかにして移民や潜在的移民を恣意的な権力に従属させるかを明らかにした。さらにオーウェンは、国家が市民外の個人に対して「難民」や「一時的労働者」といった市民的地位を一方的に創設し割り当てる権力そのものを、支配の観点から問題化した。こうした共和主義的な観点からの国境管理批判は、いかなる国境管理の正当化論も、かかる「支配」の現実を直視しなければならないという倫理的な要請を突きつけるのである。

しかしながら、本稿が明らかにしたのは、これらの批判がただちに国境管理の撤廃や国境開放を論理的に帰結するわけではない、という点である。ペティットの理論体系を貫き、フアインが定式化した、「自由な個人は、自由な国家においてのみ可能である」という基本テーゼは、支配される個人の苦境だけでなく、その支配から解放する不可欠な制度的基盤である「自由な国家」そのものの重要性を示唆する。個人の非支配は、それを実効的に保障する制度的基盤なしには成立しえない。トートが指摘したように、法の支配を支える市民的徳、再分配を可能にする社会的一体性、そして福祉国家といった制度的基盤が、無制限の移民によってその十全な機能（制度的能力）が毀損されるならば、それは共同体全体の（将来的には移民自身をも含む）非支配を毀損することになる。

ここに、本稿が中心的な論点として提示した、共和主義的な自由の構成的なアンチノミーが顕在化する。すなわち、国境の外部にいる個人の非支配を追求することが、国境の内部にいる人々の非支配を保障する共同体の能力を毀損するおそれがある、という深刻なジレンマである。<sup>20</sup> このアンチノミーを踏まえれば、共和主義は、個人の自由を保障するための制度的条件そのものを維持する責務を優先せざるをえない。

それゆえ、共和主義は、国家がみずからの存立基盤を維持するために移民を管理する原理的権能を否定するものではない。だが、それは決して文化ナショナリズムへの回帰を意味しない。本稿が依拠したラドリスカの批判が示唆するように（Radliska 2014）、信頼の基盤を曖昧な「国民文化」に求めることは、それ自体が少数派に対する支配を生み出す要因となる。共和主義が擁護すべきは、排外的な文化ではなく、多様な人々が共存するための、開かれた民主的制度

と、それが保障する市民権という平等な地位なのである。それは、支配を拒絶する市民的徳 (civic virtue) と、権力に対する反駁可能性を担保するデモクラシーに支えられた「自由な国家」の姿にはかならない。<sup>21)</sup>

このアンチノミーを調停すべく、第四節では「非支配的な国境管理」の制度設計について論じた。バートラムの分析に基づき、国内に身分階層制を創り出す「社会的な境界防御」を斥けたうえで、「物理的な境界防御」の質的転換が課題であることを示した。そのための中心的な制度的要件が、法の支配と異議申し立てである。スリンゲンベルフの法的分析は、移民管理の権力行使が、単なる合法性にとどまらず、憲法や国際人権法といった高次の規範によって実質的に統制され、独立した司法によって審査されねばならないことを示した。ここでは、被支配者の利益を反映する「トラッキング」の要件や、執行プロセスの「脱商品化」を通じた恣意性の抑制が不可欠の条件となる。また、ホイの「聖域都市」研究は、異議申し立てが司法的なものに限らず、地方自治体や市民社会といった多元的な回路を通じて制度化されうることを示した。さらに、ホヴダール・モーンやベントンの議論は、段階的な包摂のプロセスを通じて、市民的地位が固定化・階層化することを防ぐ必要性を示した。

本稿で展開した共和主義的議論は、移民と市民の双方の非支配の実現という困難な課題に取り組むものである。本稿の議論は、オーウェン (Owen 2021) が論じた「共和主義的な国際主義」の文脈において、その射程がより明確になる。個別の国家が真に「自由」であるためには、グローバルな移民産業を規律し、相互の非支配を保障する「自由な世界 (国際秩序)」が本来は前提とされるべきであろう。第二節で見たような「外部化」や「民営化」に伴う構造的支配を鑑みれば、一国レベルの取り組みのみでは、グローバルな人の移動に伴う諸課題に十分に対応することはできない。

しかしながら、本稿が提示した非支配的な制度設計の実践は、そのような公正な国際秩序をボトムアップで形成するための不可欠な構成的要素である。個々の国家が「非支配的な国境管理」を実践するためには、無国籍状態を根絶し、移動の権利を相互に保障する、拘束力のある国際的制度枠組み (国家間の公正な責任分担を含む) が不可欠となる。グ

ローバルな恣意的権力を制御しうる国際的制度の具体化は、本稿に残された限界であると同時に、ネオ共和主義が取り組むべき喫緊の課題である。というのも、個々の「自由な国家」は、そのような「自由な国家からなる国際秩序」の下においてのみ、その自由を十全に享受しうるからである (Pettit 2015: 17)。このような困難な課題に取り組むことこそ、グローバル時代における共和主義的な自由の探究にほかならない。

注

(1) ネオ共和主義の展開において、本稿の視座は、国内における私的支配 (*dominium*) の抑制を主眼とした「市民的共和主義」(civic republicanism) から、国家権力 (*imperium*) 自体の非支配的な構成を問う「立憲的共和主義」<sup>1)</sup> さらにはそのグローバルな拡張を目指す潮流の交差点に位置づけられる。初期のペティット (Pettit 1997, 2012) やスキナー (Skinner 1998, 2008) の議論が、法の支配を通じた「市民的地位」(civic status) の確立を核心としたのに対し、近年の研究は、国家それ自体が外部の恣意的権力 (他国、国際機関、市場) から自由であるための「外的自由」の条件を精緻化させてきた (Laborde 2010; Laborde and Ronzoni 2016; Pettit 2015)。本稿は、この「自由な国家」の要請を、伝統的な主権擁護論としてではなく、個人の「非支配」を実効化するための機能的かつ構成的な前提条件として捉えるオーウェン (Owen 2021) やロベット (Lovett 2016) の制度論的転回を継承し、移民管理という権力行使の場においてその理論的整合性を検証する試みである。なお、ネオ共和主義を理解する上で、中村 (2011)、深谷 (2014)、福家 (2011)、宮井 (2013) の研究の知見を参考にしている。

(2) ここで「アンチノミー」という用語を用いるのは、政策上の優先順位の対立ではなく、理性それ自体から生じる二つの相容れない原理、つまり「いかなる個人も支配されてはならない」という普遍的要請と、「個人の非支配を実効化する国家は維持されねばならない」という実践的要請が、移民問題という文脈において不可避に衝突するという緊張関係を示唆するためである。

(3) 移民倫理学における本稿の立場は、カレンス (Carens 1987, 2013) らに代表される「移動の自由」を基軸としたコスモポリタニズム的な議論と、ミラー (Miller 2010, 2016) やウォルツァー (Walzer 1983) らが提示した共同体の自己決定権を重視するリベラル・ナショナリズムとの理論的な対立を、共和主義的自由の観点から再定式化するものである。リベラルな議論が主として「資源の分配」や「干渉の不在」に焦点を当てるのに対し、共和主義的アプローチ (Honohan 2014; Owen 2014) は、国家と非市民の間の「権力の非対称性」と「恣意性」の構造的排除を最優先の評価軸に置く。とりわけ、アビザデ (Abizadeh 2008) が提起した国境管理の

民主的正当化という難題に対し、それを「強制」(coercion)の問題として捉え直すこととで、国境の理念的撤廃を帰結する「全被服従者原理」(the all-subjected principle)の限界を克服し、法の支配と「論争可能性」(contestability)による「国境の規律化」を目指す第三の道を模索している (cf. Fine 2014; Tefti 2023)。なお、我が国における移民正義論研究も近年深化してきているが、基本的にはコスモポリタニズムとナショナルリズムとの対立を軸に議論が展開される傾向にある。代表的なものとして、浦山 (二〇二五)、白川 (二〇二二)、特に第五章 (二〇二五・二〇二六)、福原 (二〇一七)、横濱 (二〇二五)などを参照。なお、本稿のように共和主義の観点から移民正義論を論じる試みは、管見の限りでは見当たらない。

(4) 潜在的移民は、たとえ直接的な干渉を受けなくとも、国家の「機嫌を損ねないように」みずからの行動や計画を自己検閲するインセンティブを持つ。この心理的負担こそが、支配の弊害を象徴している。

(5) セイガーが依拠する批判的国境研究は、ルーベン・アンダーソンやサンドロ・メッザドロといった研究者によって切り開かれた学際的なアプローチである (Anderson 2014; Mezzadra and Nelson 2013)。このアプローチは、国境を固定的・地理的な線としてではなく、多様な主体やテクノロジー、言説によって常に構成・再生産される流動的な社会制度として捉える。この視点は、規範理論に対し、権力が実際にどのように作用しているかを分析するための、不可欠な経験的・理論的基盤を提供する。

(6) アンダーソンは、国境管理が警備会社、NGO、さらには密入国斡旋業者までも巻き込んだ巨大な経済圏を形成しており、そこでは人々の「非正規性」そのものが利益の源泉となっていることを描き出した。この視点は、国境管理が国家の政策ではあるのみならず、複雑な利害関係のネットワークによって維持・強化されていることを示唆する (Anderson 2014)。

(7) アビザデの「全被服従者原理」は、民主主義理論に由来する。すなわち、ある強制的な規則に服する者は、そのルールの制定に参加する権利を持つ、というものである (Abizadeh 2008: 岸見二〇一四)。オーウェンの共和主義的な定式化は、これと類似しつつも、より射程が広い。なぜなら、彼の議論は、国境管理という単一の強制的行為だけでなく、人々の生涯にわたる機会を規定する地位のグローバルな配分の体制全体を、支配の観点から問題化するからである (Owen 2014: 103)。

(8) この公理はローマ法における「自由人」(*liber homo*)と「奴隷」(*servus*)の対比に根差している (Skinner 2008)。

(9) 「アイボール・テスト」は、「非支配」が法的形式にとどまらず、社会的な相互承認の次元を持つことを示すベティットの巧みな比喩である。これは、アーレントが「全体主義の起源」で論じた、公的領域における「他者と対等な立場で向き合い、行為する権利」の重要性とも共鳴するものである。アーレントによれば、政治的共同体から追放された無国籍者は、まさにこの「承認」を奪われることで、支配に対して極めて脆弱な存在となった (Arendt 1951: 297)。

(10) ここでベティットが要請するのは、国家を外部から隔絶された閉鎖的な単位ではなく、グローバルな権力関係のネットワークの

中に位置づけられた「開かれたシステム」として捉え直す視点である。すなわち、一国が国内でどれほど非支配を追求しても、その国家自体が外部の強大なアクターから恣意的に干渉（たとえば不当な経済制裁や軍事圧力）を受けているならば、その国の市民は間接的に外部からの支配に服していることになる（Pettit 2015: 16-17）。

(11) ミリアム・ロンゾーニは、「背景的正義」という概念を用いながら、グローバルな相互作用が公正であるためには、個別の国家間の合意だけでなく、その合意がなされる前提条件（基本構造）そのものが恣意的な権力から自由でなければならぬと主張する（Ronzoni 2009）。オーウェンはこの議論を継承し、公正な国際秩序は国家の自由を制約するものではなく、むしろ国家の真の自由を可能にする「構成的条件」であると論じる（Owen 2021: 128）。

(12) 権力を「飼いならす」という比喩は、共和主義プロジェクトの本質を象徴する。それは、リベリズムの一部に見られるような、個人の不可侵領域を確保するために公的権力を「制限」・「縮小」することとも、アナーキズムのように権力を「廃絶」することとも異なる。共和主義は、法の支配や多層的な「論争可能性」といった制度的メカニズムを通じて、政治共同体の維持に不可欠な権力を、それが恣意的な支配へと墮さないよう絶えざるコントロール下に置くことを目指すのである。

(13) スキナーらが再発見した共和主義の伝統において、法は自由に対する外部からの「制約」ではなく、むしろ自由を可能にする「構成要素」として捉えられる（Skinner 1998）。ホプブズ的な理解では法は自由を減少させるものだが、共和主義においては、適切に制定され規律された法こそが、他者の恣意的な意志からの独立を保障する。本稿が目指すのは、国境という「例外状態」になりがちな領域を、まさにこの意味での「法」の支配下へと取り込むことである。

(14) バートラムが社会人類学（特に Cashdan 1983）の知見からこの区別を導入したことは、抽象的になりがちな規範的議論に「社会的リアリズム」をもたらす。GAコーエンが批判したように、政治哲学は時として社会的法的な自己イメージを無批判に受容し、その背後で機能する現実の権力関係や不平等のパターンを見過ごしがちである（Cohan 2008）。バートラムの分析は、国家が用いる排除の技術が、法的な形式の背後でいかに多層的かつ物理的に機能しているかを白日の下にさらすものである。

(15) この議論は、マイケル・ウォルツァーが「正義の領分」で展開したゲストワーカー制度に対する批判と深く共鳴している。ウォルツァーは、市民権への道が閉ざされた永住的な居住階層を意図的に創り出すことは、彼らを市民による「専制」の対象とするものであり、民主的共同体の理念そのものを内部から腐食させると論じた（Walzer 1983: 39-60）。バートラムの分析は、このウォルツァーの直観に対し、排除戦略の選択というより戦略的かつ理論的な枠組みを与えたものと評価できよう。

(16) パロンベッラが提唱する「法の二元性」の核心は、法が単に統治者の意志を執行する「道具」（*gubernaculum*）となるだけではなく十分であり、統治者の意志そのものを外部から実質的に拘束する、より高次の自律した法（*iurisdiction*）が存在しなければならぬ

という点にある (Palombella 2010:14)。スリンゲンベルフは、この法理学的枠組みを、国内法(統治)と憲法・国際人権法(司法・規範)の緊張関係として移民問題に適用し、非支配の実質化を試みている。

(17) ベントンが提示した「退出コスト」は、非支配という価値が全ての人に形式的に等しい保護を要求するのではなく、それぞれの脆弱性や依存の度合いに応じて異なるレベルの保護を要求する、という「差別化された義務の体系」を導き出す。これは、抽象的な平等を越えて、実質的な非支配の実現を目指す共和主義の姿勢を反映しており、退出先の欠如という極限的依存状態にある難民に対して、国家がなぜ最も重い説明責任を負うのかを論理的に説明する (Benton 2014)。

(18) ベティット自身、「非支配」を保障するための制度として、司法的な審査のみならず、オンブズマン制度、独立した監視機関、さらには活発な市民社会による論議といった、多様なメカニズムの重要性を強調している (Petit 2012)。この「異議申し立て」とは、単一の法的窓口を指すのではなく、権力を多角的にチェックし、公共的な理由提示を強制するための「多元的な制度的エコシステム」として構想されている。

(19) この修正は、段階的な権利付与が結果として「身分階層の固定化」を招くというパートラムの懸念 (Bertram 2014:137) に対する弁証法的な回答である。段階的な処遇のみならず、そこに「客観的基準に基づく上位ステータスへの移行の予見可能性」と「各段階における法的・政治的な論争権」を付加することで、このモデルは支配的な身分階層制から、動的で非支配的な包摂のプロセスへと再定義されるのである。

(20) これまでの本稿の議論から明らかなように、この「アンチノミー」は、共和主義が本質的に内包するコスモポリタニズムへの親和性と、制度的リアリズムとの間の緊張に起因する。すなわち、共和主義は、あらゆる個人を恣意的な権力から解放するという普遍的な価値を追求しながらも、その自由を具体的に保障する法と論争の場として、特殊な歴史的・政治的共同体である「国家」を不可欠の媒体と見なすのである。移民問題はこの「普遍的価値としての自由」と「特殊な担保としての国家」が正面から衝突する現場であり、この緊張を解消不可能なもの(アンチノミー)として引き受けることこそが、安易な国境開放論や移民排斥論に陥らないための共和主義的思考の出発点となるのである。

(21) こうした「制度的能力への信頼」を基盤とする共和主義は、チャールズ・テイラーやマイケル・サンデルに代表される、共同体の「善き生」や特定の道徳的価値観の共有を重視するコミュニタリアニズム的な共和主義とは明確に区別される (Sandel 1996; Taylor 1996)。後者が共同体への帰属感や文化的同一性を自由の前提とするのに対し、本稿が依拠するネオ共和主義は、あくまで「個人の非支配」という自由の最大化を目的とし、政治共同体をそのための手続的・制度的条件として機能的に位置づけるのである。

参考文献

- Abizadeh, A. (2008) 'Democratic Theory and Border Coercion: No Right to Unilaterally Control Your Own Borders', *Political Theory*, 36 (1), pp. 37-65.
- Andersson, R. (2014) *Illegality, Inc.: clandestine Migration and the Business of Bordering Europe*. Oakland: University of California Press.
- Arendt, H. (1951) *The Origins of Totalitarianism*. New York: Harcourt [大久保和郎・大島通義・大島かおり訳『全体主義の起原 1・2』  
? 【新版】 ちやちや書房、二〇一七年】.
- Bellamy, R. (2007) *Political Constitutionalism: A Republican Defense of the Constitutionality of Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Benton, M. (2014) 'The Problem of Denizenship: A Non-domination Framework', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 49-69.
- Bertram, C. (2014) 'Competing Methods of Territorial Control, Migration and Justice', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 129-143.
- Bohman, J. (2007) *Democracy Across Borders: From Demos to Demoi*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Carens, J.H. (1987) 'Aliens and Citizens: The Case for Open Borders', *The Review of Politics*, 49(2), pp. 251-273.
- Carens, J.H. (2008) 'Live-in Domestic, Seasonal Workers, and Others Hard to Locate on the Map of Democracy', *Journal of Political Philosophy*, 16(4), pp. 419-445.
- Carens, J.H. (2013) *The Ethics of Immigration*. Oxford: Oxford University Press.
- Cashdan, E. (1983) 'Territoriality among Human Foragers: Ecological Models and an Application to four bushman groups', *Current Anthropology*, 24(1), pp. 47-66.
- Cohen, G.A. (2008) *Rescuing Justice and Equality*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Costa, M.V. (2021) 'Neo-Republicanism and the Domination of Immigrants', *Res Publica*, 27, pp. 447-465.
- Crothers, L., Penn, P. and Farrell, S. (2015) 'First Four Refugees from Nauru Land in Cambodia in \$40m Resettlement Deal', *The Guardian*, 4 June.
- Doty, R.L. and Wheatley, E.S. (2013) 'Private Detention and the Immigration Industrial Complex', *International Political Sociology*, 7(4), pp. 426-443.

- Fazel, M., Wheeler, J. and Danesh, J. (2005) 'Prevalence of Serious Mental Disorder in 7000 Refugees Resettled in Western Countries: A Systematic Review', *The Lancet*, 365(9467), pp. 1309-1314.
- Fine, S. (2014) 'Non-domination and the Ethics of Migration', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 10-30.
- Gammeltoft-Hansen, T. and Sorensen, N.N. (eds) (2013) *The Migration Industry and the Commercialization of International Migration*. London: Routledge.
- Gibney, M. (2006) 'A Thousand Little Guantanamo's: Western States and Measures to Prevent the Arrival of Refugees', in Tunstall, K.E. (ed) *Displacement, Asylum, Migration: The Oxford Amnesty Lectures 2004*. Oxford: Oxford University Press, pp. 139-169.
- Gulasekaram, P. and Ramakrishnan, S.K. (2015) *The New Immigration Federalism*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hirschman, A.O. (1970) *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*. Cambridge, MA: Harvard University Press [大崎修一訳『離脱・発言・忠誠——企業・組織・國家の存続と変遷の文化論——』『オリエント書房』1100(5年)』
- Honohan, I. (2014) 'Domination and Migration: An Alternative Approach to the Legitimacy of Migration Controls', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 31-48.
- Honohan, I. and Howdal-Moan, M. (2014) 'Introduction: Domination, Migration and Non-citizens', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 1-9.
- Howdal-Moan, M. (2014) 'Unequal Residence Statuses and the Ideal of Non-domination', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 70-89.
- Hoye, J.M. (2020) 'Sanctuary Cities and Republican Liberty', *Politics & Society*, 48(1), pp. 67-97.
- Laborde, C. (2010) 'Republicanism and Global Justice: A Sketch', *European Journal of Political Theory*, 9(1), pp. 48-69.
- Laborde, C. and Ronzoni, M. (2016) 'What is a Free State? Republican Internationalism and Globalisation', *Political Studies*, 64(2), pp. 279-296.
- Lipsky, M. (2010) *Street-Level Bureaucracy: Dilemmas of the Individual in Public Services*, 30th Anniversary ed. New York: Russell Sage Foundation.
- Lovett, F. (2010) *A General Theory of Domination and Justice*. Oxford: Oxford University Press.
- Lovett, F. (2016) *A Republic of Law*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Mezzadra, S. and Neilson, B. (2013) *Border as Method, or, the Multiplication of Labor*. Durham, NC: Duke University Press.
- Miller, D. (2010) 'Why Immigration Controls Are Not Coercive: A Reply to Arash Abizadeh', *Political Theory*, 38(1), pp. 111-120.
- Miller, D. (2016) *Strangers in Our Mist: The Political Philosophy of Immigration*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Owen, D. (2014) 'Republicanism and the Constitution of Migrant Statuses', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 90-110.
- Owen, D. (2021) 'Migration, State Legitimacy and International Order on Liberal and Republican Internationalism', *Philosophy and Public Issues*, 11(1), pp. 111-142.
- Palombella, G. (2010) 'The Rule of Law as an Institutional Ideal', *Comparative Sociology*, 9(1), pp. 4-39.
- Pettit, P. (1997) *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*. Oxford: Oxford University Press.
- Pettit, P. (2001) *A Theory of Freedom: From the Psychology to the Politics of Agency*. New York: Oxford University Press.
- Pettit, P. (2012) *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pettit, P. (2015) 'The Globalized Republican Ideal', in Buckinx, B., Trejo-Mathys, J. and Waligore, T. (eds) *Domination and Global Political Justice: Conceptual, Historical, and Institutional Perspectives*. London: Routledge, pp. 37-70.
- Radoliska, L. (2014) 'Immigration, Interpersonal Trust and National Culture', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(1), pp. 111-128.
- Ronzoni, M. (2009) 'The Global Order: A Case of Background Injustice? A Practice-Dependent Account', *Philosophy & Public Affairs*, 37(3), pp. 229-256.
- Sager, A. (2014) 'Political Rights, Republican Freedom, and Temporary Workers', *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, 17(2), pp. 189-211.
- Sager, A. (2017) 'Immigration Enforcement and Domination: An Indirect Argument for Much More Open Borders', *Political Research Quarterly*, 70(1), pp. 42-54.
- Sandel, M.J. (1996) *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*. Cambridge, MA: Harvard University Press [金原 恭子・小林正弥監訳『民主政の不満——公共哲学を求めるアメリカ——〈上・下〉』勁草書房、二〇一〇年〕。
- Skinner, Q. (1998) *Liberty Before Liberalism*. Cambridge: Cambridge University Press [梅津順一訳『自由主義に先立って自由』聖学院大学出版会、二〇〇一年〕。

- Skinner, Q. (2002) 'A Third Concept of Liberty', *Proceedings of the British Academy*, 117, pp. 237-268.
- Skinner, Q. (2008) 'Freedom as the Absence of Arbitrary Power', in Laborde, C. and Maynor, J. (eds) *Republicanism and Political Theory*. Oxford: Blackwell, pp. 83-101.
- Skinner, Q. (2010) 'On the Slogans of Republican Political Theory', *European Journal of Political Theory*, 9(1), pp. 95-102.
- Slingenberg, L. (2020) 'Evaluating 'Life Steeped in Power': Non-Domination, the Rule of Law and Spatial Restrictions for Irregular Migrants', *Hague Journal on the Rule of Law*, 12, pp. 399-420.
- Taylor, C. (1995) *Philosophical Arguments*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Toth, S.J. (2023) 'Republicanism and the Legitimacy of State Border Controls', *Ethics & Global Politics*, 16(1), pp. 30-47.
- Walzer, M. (1983) *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*. New York: Basic Books (山口晃訳「正義の領分——多元性と平等の擁護——」而立書房、一九九九年)。
- 浦山聖子 (二〇二五) 『国際移動の正義——リベラリズムと入国在留管理——』弘文堂。
- 岸見太一 (二〇一四) 「移民選別とデモクラシー——法的強制を基準とする境界画定論の検討——」『年報政治学』二〇一三—II 卷、二五—二七三頁。
- 白川俊介 (二〇二二) 『ナショナリズムの力——多文化共生世界の構想——』勁草書房。
- 白川俊介 (二〇二五) 「自由」や「正義」は国境開放を要求するのか——より妥当な移民正義論の構築に向けた規範理論的一考察——」『政治研究』第七二号、一—三八頁。
- 白川俊介 (二〇二六) 『移民の政治哲学——主権とグローバル正義の相剋を越えて——』勁草書房。
- 中村隆志 (二〇一七) 「フィリップ・ペティットの共和主義論——政治的自律と異議申し立て——」『關西大學法學論集』第六一号、第二卷、五四九—五八〇頁。
- 深谷舜 (二〇二四) 「立ちすくむ「非支配としての自由」——緑の共和主義の隘路——」『年報政治学』二〇二四—I 卷、三三—三五二頁。
- 福家佑亮 (二〇二二) 「共和主義的自由の消極的自由への還元可能性について」『法と哲学』第八号、一七九—二二二頁。
- 福原正人 (二〇一七) 「移民の倫理学をめぐる一試論——国家に個人を排除する道德的権利はあるのか——」『立命館言語文化研究』第二九号、第二卷、一〇五—一二六頁。
- 宮井健志 (二〇二三) 「現代共和主義理論の羅針盤——Frank Lovett, *The Well-Ordered Republic* を読む——」『政治思想学会会報』第五

七号、七一九頁。  
横濱竜也（二〇二五）『移民／難民の法哲学——ナシヨナリズムに向き合う——』白水社。